

補助対象事業の詳細（令和7年度）

令和8年度では、補助内容を
変更する場合があります。

1 商店街等環境整備事業

(1) 施設設置・改修事業

ア 補助対象団体

商店会、小売市場、これらの連合体及び、地域商業ビジョン推進団体

イ 補助対象事業

アーケード、カラー舗装、街路灯、LED電球、統一看板、放送設備、案内板、
標示灯、AED、消防用機械器具、Wi-Fi設備、防犯カメラ 等の設置・改修

ウ 補助金の額（※1,000円未満の端数は切捨て）

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費

(2) 空き店舗対策事業

ア 補助対象団体

商店会、地域商業ビジョン推進団体

イ 補助対象事業

商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

ウ 補助金の額（※1,000円未満の端数は切捨て）

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000千円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000千円

エ 補助対象経費

店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、
店舗賃借料（1箇月200千円以内かつ6箇月を上限とする。）

(3) 街路灯撤去事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

ウ 補助金の額（※1,000円未満の端数は切捨て）

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・補助率 3分の1以内
- ・補助限度額 2,000千円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・補助率 9分の1以内
- ・補助限度額 2,000千円

エ 補助対象経費

街路灯撤去費

（以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。ただし、安全上の理由等から市長が認めた場合はこの限りではない。）

- ・設置や改修後、毎年4月1日時点で（耐用年数である）10年を経過していること。
- ・撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局（土木事務所）との合意がされていること。（本申請までに）
- ・撤去について商店街組織として合意されていること。（本申請までに）

(4) エネルギー環境整備事業

ア 補助対象団体

商店会（制度説明会※を受講した団体に限る）

※ 制度説明会の開催については、別途御案内予定です。

イ 補助対象事業

アーケードや街路灯など商店街の共同施設におけるLED化等の省エネルギーや太陽光発電設備の導入等の創エネルギーの取組

ウ 補助金の額（※1,000円未満の端数は切捨て）

a 省エネ事業

- ・補助率 5分の4
- ・補助限度額 6,000千円

b 創エネ事業

- ・補助率 5分の4
- ・補助限度額 13,000千円

エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費